

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>・ 現行制度の概要（特例措置の対象等） 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された雨水貯留浸透施設の固定資産税（償却資産）について課税標準を3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）に軽減</p> <p>・ 廃止による変化 改正特定都市河川浸水被害対策法に基づく認定計画又は改正下水道法に基づく雨水管理総合計画（仮称）に位置付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、非課税とする特例措置を創設する。</p> <p>・ 廃止時期：令和3年3月31日をもって廃止</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第8項、第9項及び第10項、同法施行規則附則第6条第26項及び第27項 特定都市河川浸水被害対策法第9条、第10条		
増収見込額	[平年度]	+2.1 (▲2.1)	
廃止又は縮減の理由	気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すこととしている。このため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置を創設し、現行の特例措置を廃止する。		
ページ		2 - 1	